

交通安全
青少年愛護

宣言都市

まつやま

市 広 報

発行人 山形県勝山市長 山内 謙
編集 勝山市教育 務 志 兼



来春の
中卒者 胸ふくらませ工場見学

来春中学校を卒業して市内に就職する生徒たちが、市内の繊維工場を見学しました。勝中百名、中部中五十名、北部中八十一名、平泉寺中二十二名、合計二百五十三名が、工場から出迎えのマイクロバスに乗り、山岸あさひ工場、松文本社工場、協和長山工場、白木第三工場、兄弟伊波工場の五工場を訪れ、各係からあたたかい説明と案内をうけました。

みんな広くて明るい工場
のなかで、オートメーシ
ン化された機械や充実した
施設と、その中で真剣に働
く先輩たちの姿にすつかり
感激し、自分たちも明日の
勝山の産業を背負うのだと
胸をふくらませていました

△ 勝山市内の来春の中学卒業予定者は、全部で九百十八名ですが、当分の間は逐年減少する傾向なので、一人でも多く市内に就職してもらって、将来の勝山市産業の柱となつて活躍されるよう大きな期待がもたれています。

投票日は9月25日

市選挙管理委員会はこの十月十四日
で任期満了となる市長と市議会議員の
勝山地区選挙区補欠選挙の日程を次の
とおり決定しました。

告示 9月15日
立候補締切 9月18日
投票日 9月25日

市長・市議(補欠)選挙

尚市議の補欠選挙は、旧勝山町地区
の小選挙区で行われます。又勝山地区
と北谷の一部では次の通り投票所が従
来の場所を変更されました。

- | 投票所名 | 新投票所 | 旧投票所 |
|------|--------|--------|
| 勝山第1 | 成器西小 | 正等寺 |
| 第2 | 勝山公民館 | 淨光寺 |
| 第3 | 開善寺 | 淨願寺 |
| 北谷第1 | 北六呂師道場 | 北谷公民館 |
| 第2 | 木根橋道場 | 木根橋公民館 |
| 第4 | 谷説教場 | 谷公民館 |

正しい選挙で

明るい政治

投票すませて

明るい心

この一票が

明日を築く

山形県勝山市教育委員会 印刷

臨時市議会開かる

市民会館建設工事 契約締結などを承認

さる九月七日午前十時四十五分より臨時市議会が開かれ、①勝山市民会館新築工事請負契約締結について、②昭和四十一年度勝山市一般会計補正予算(第3号)六百四十八万四千円など四議案を可決しました。

市民の長い間の待望であつた市民会館が、市役所北側に新築されることになりました。

工事は、福井市志比口町石黒鐵

設株式会社福井支社が請負い、さる九月

十三日午前十時から起工式が挙行され、

山内市長の手で厳かに鎮入れが行われま

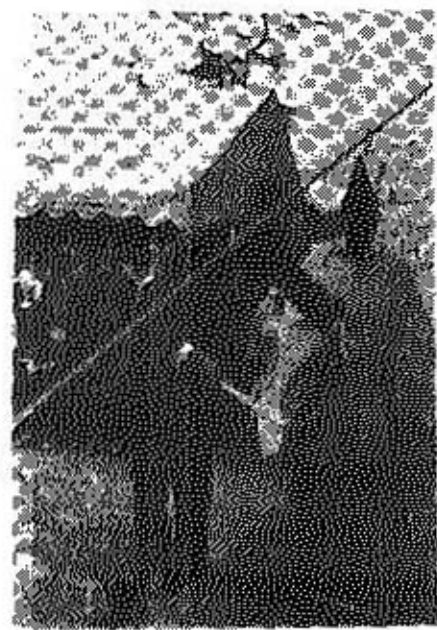
した。

本工事は明年六月三十日の完成を日ざしてグン／＼進められていますが、この完成を待つて来夏七月三十一日より開催

市民のシンボル

市民会館建設工事着工

学校総合体育大会
第十九回全県高校
女子ソフトボール
競技の会議や前夜



祭の会場に予定されており、また市のシンボルとして社会教育や福祉事業推進の拠点として大いに役立つことでしょう。

建物は、総工費一億四千二百萬

円、鉄筋コンクリート建て、冷暖房つ

き三階(中地階を含む)、延三千

五十一平方メートル、大ホール、

舞台、結核式場、料理教室、図書

室、郷土資料室、中、小会議室な

ど三〇室を備えたデラックスなも

ので、大ホールの椅子は固定式二

百十、移動式五百二十六、計七百

三十六となつていて、多くの目的

に使えるようになっていきます。

(鎮入れを行う山内市長)

市制十二周年を記念して九月一日午前九時より一本松市有林の下草刈りが、山内市長をはじめ市職員約五十名により実施されました。また午後一時からは市役所において、四十一年度の自治功労者の表彰式が行われ、次の方が表彰を受けられました。(敬称略)

- 1、公選による公職に在職満十五年以上で功績顕著な人。議会の承認を経る公職に在職十五年以上で功績顕著な人
- ◆市職 階庄八(下後 69才)
- ◆池内敏雄(鹿谷町保田 50才) ◆公民館運営審議委員
- ◆松村明(村岡町浄土寺 72才)
- ◆民生委員松山藤治郎(窪羽町比島 58才)

階庄八氏らを表彰

市制十二周年記念

市有林の下刈りも

- 2、農林水産業の開発振興に寄与し、その功労著しい人
- ◆横倉農家組合(組合長平尾彰誠) ◆石田宇京(鹿谷町東原羽口 72才 農業)
- 3、商工業の育成、発展に貢献し、その功労著しい人
- ◆村井弥三郎(袋田 74才市商工会事務所会頭) ◆野辺昂(袋田 54才運動具店)
- 4、多年学校、社会、教育に

見つけたら警察へ

速度違反と トラツク

災害復旧事業として九頭龍川の土砂運搬作業が続けられています

(表彰をうける自治功労者)



- ◆田中豊治(荒土町北宮地 52才村岡小学校長) ◆松浦松次(下後 50才野向小教頭) ◆堀太郎(野向町聖丸 50才中部中教頭) ◆久保英一(荒土町細野口 50才成器南小教頭)
- 5、保健衛生思想の普及および予防、改良、防疫などに関してその功労著しい人
- ◆滝沢留吉(下元塚 71才市職員)
- 6、非常災害等に際し自らの危険を顧みず、人命、財産等を保護し、功労顕著な人
- ◆勝山山岳協会(会長松村定治)
- 7、孝子、順孫、節婦などで他の模範たる人
- ◆岡田フユ(平泉寺町平泉寺 46才農業) ◆谷川五尾(郡 50才菓子小売業) ◆大久保しずゑ(鹿谷町志田 54才山岸白絹寮母)
- 8、業務に精励、品行方正で市民の模範となる人
- ◆今保与四(立石 51才山岸機業KK) ◆三山吉太郎(下元塚 59才東野機業場) ◆飯島治一

- 9、その他篤行著しい人
- ◆近藤勝(東京都港区芝浜松町二ノ一 50才会社役員) ◆別田重雄(片野 44才農産) ◆勝山建設業会(会長松山史也) ◆北郷織物工業協同組合(組合長水上成治) ◆笠川清(北郷町東野 42才機業) ◆笠川清右衛門(同販東局 58才機業) ◆笠川田栄(同 47才機業) ◆笠川太助(同東野 39才機業)

が、①土砂を道路に落さぬこと、②市街地ではスピードを出さぬよう、警察関係で充分注意しています。然しこれを守らずにトラツクの上砂を道路に落して走つたり、スピードを出し過ぎていたりトラツクを見つけたら、トラツクの業者名とナンバーを警察へお知らせ下さい。

特別給付金のワク拡大

新しく受給権者の遺族などに

昨年四月から戦没者などの遺族に特別引慰金として、三万円の特給金が支給されることになりましたが、本年四月からその支給範囲が拡大されました。その内容は次のとおりです。

改正前の制度は原則として、昭和二十七年四月一日以後引慰金を受給されていたものでなければ特別引慰金の受給権がなかったのですが、改正後は引慰金を受給していた人が死亡又は失踪した場合、戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうちこの順位による先順位の方に對して特別引慰金が支給されることになりました。ただし昭和十六年十二月八日以後の戦没者等の遺族にかぎられ、これらの父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹のうち次のうちから一人に該当する者は支給されません。

- ①戦没者と生計をともにしていないかつた者
- ②戦没者の死亡の日以後、遺族以外の者の養子となつていざる者
- ③戦没者の死亡の日以後、遺族以外の者と結婚している者。ただし、その者でも養子を除くして戦没者の死亡の日当時の氏に復している場合は除かれる

その他日本の國籍を有していない者並に戦没者と親族関係が終

了している者
なお戦没者について公務扶助料、年金などの受給権を喪失、父母らに有している場合は、従前と同様特別引慰金の受給はできません。
該当者は早目に市福祉事務所までおいで下さい。

戦傷病者の妻にも

こんど新しく戦傷病者の妻にも特別給付金が、支給されることになりました。

この特別給付金は四月一日より支給されますが、受給の資格は次の事項に該当される方です。くわしくは市福祉事務所へおたづね下さい。

- ①戦傷病者が昭和十二年七月七日日軍襲撃以後、公務上負傷または疾病にかかり、その原因で不具發疾となり、昭和三十八年四月一日現在で特別引慰金から第五項生までの次に掲げる給付を受けていた人の妻に支給されます
- ②特別給付法により支給される増加恩給

③戦傷病者、戦没者遺族等援護法により支給される障害年金
④国家公務員共済組合連合会より支給される旧令六済障害年金
⑤各府県済連合会より支給される各
省庁共済障害年金

③特別給付金の額は十月内で十年以内で支給される無利子の記名国債をもつて交付されます。第一回の給付金の支払いは四十二年五月十五日で終了します。

④特別給付金を受ける権利のある人が死亡した場合、その死亡した者の相続人は自己の名で請求できます。

⑤特別給付金を受ける権利を三年間行わないと時効になります。

⑥受給権者に關する事項
⑦昭和三十八年四月一日現在で戦傷病者の妻であること

⑧同日に日本國籍を有していた者であること。

したがって昭和三十八年四月一日に妻であれば、戦傷病者が昭和三十八年四月一日以後死亡した場合でも、妻が昭和四十一年四月一日に生存していれば特別給付金が支給されます。

戦没者の妻には

特別給付金を

昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで戦没者の妻に對する特別給付金として二〇万円の国債が支給されてきました。この度の改正でその支給範囲が拡大されました。その内容はつぎのとおりです。

今回の改正で昭和二十一年二月一日以降再婚し昭和二十七年四月二十九日まで生別の再婚解消妻及び内縁の妻が昭和三十九年十月から遺族年金を受給していれば、この特別給付金が支給される。戦没者等の妻は昭和四十一年四月一日

日において生存していれば遺族年金を取得したあとに日本國籍を喪失し、または再婚した場合であっても支給されます。
該当者の方は早めに市福祉事務所までお申出下さい。

火災七月に急増

ガスの扱い不完全

市の消防本部では四十一年八月末までの火災統計を発表しました。この表によりますと昨年の同期に比べて、

火災発生件数はやや減つていますが、七月に五件も発生して発生しており、特に今年に入つてからプロパンガスの取扱いは不注意による火災が

種別	計	40年度	41年度
野	4	4	3
林	4	4	3
車	5	5	3
建	12	12	12
其他	21	21	17
計	7,073	7,073	4,715

五件もあり、負傷者が五人も出ています。負傷者の中にはまだ人袋の中の方もあり、その恐ろしさをまざまざと知ることが出来ます。
プロパンガスは定められた設備で正しく使用しましょう。

近く家屋の評価調査

市街地から係員が巡回

九月上旬から市役所税務課では限定資産評価のうち家屋についての現地調査を行います。この調査は地方税法により、三年毎に実施

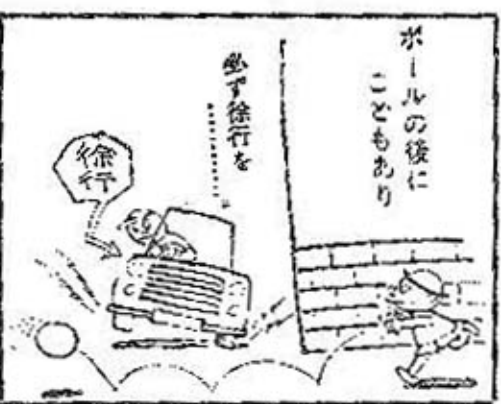
するよう定められています。四十一年度はその基準年度にあたります。このため係員が調査にまいりますから次の点ご了承の上協力をお願いします。

- ①調査は部分別調査方法なので、かなり細部にわたつて調査せねばならず、調査済み家屋には「調査済の証」を貼示します。
- ②この調査によつて固定資産税の引き上げなどはありません。
- ③新築、増築、改築などの家屋にあつては、場合により評価の変動があります。
- ④四十一年度は市街地から調査を開始します。旧村部は本年度になる予定です。

市有地を分譲します

市では元勝山高等学校農場跡(上元祿地係)の宅地を分譲します。希望者は市役所管理課管理係まで申込み下さい。

▽分譲する一区画の大きさは二百三十一・四平方メートル(七〇坪)程度で約二〇区画三千九百六十平方メートル。



開かれた明るい将来

中小企業者の共済制度

小規模経営者が老後引退したとき、役員を退いたときや、事業をやめたとき給付されるのが「小規模企業共済制度」です。

従業員には火災保険、厚生年金保険、中小企業退職金共済制度などが離職後の生活を保障します。同じように経営者にも生活の安定をはかり、事業の再建や転換を図るための資金が必要で、

小規模企業共済制度は、国が始めた経営者のためのただ一つの共済制度です。将来の不安をなくし、明るい明日をきづくため、この制度のご利用をおすすめします。

☆この制度の特色

●有向です。事業団の事務費は、国の費用でまかなわれますから一般の保険に

善意銀行

八月の善意銀行の預託は、先日亡祖父(与三郎氏)の香料の一部を預託された県議別田重雄氏など七件です。

金銭口座

▽別田重雄(芳野)十万円、佐々木繁(北谷町)千円、松村照(下元)千円、勝山市危険物安全協会(会長松崎良二)一万円、本川伝(下元)千三百円、今井芳雄(猪野口)千円、原田益盛(荒土町)千円、合計十一万七千四百円

くらべて、それだけ割安になり、利回りも有向です。

●直接本人に支払われます。

共済金の支払いをうける権利は他の保険のように低当業者や債権者などに先取りされず、直接本人に(死亡の場合はその遺族)確実に支払われます。

●安全です。

財産づくりの基木は、元金の完全性です。その点、この制度は全額政府出資の「小規模企業共済事業団」が運用しますからせつたい安全しかも利率高い利回りも保証されています。

●還元融資が受けられます。

加入者の方は、その必要な事業資金について特許還元融資が受けられます。

●税法上の特典があります。

掛金は生命保険と同じに取扱われ所得控除が受けられます。

◆加入者の範囲

①常時使用する従業員の数が二十人(商業、サービス業の場合は五人です)以下の企業の事業主、会社の役員または企業組合(組合の事業に従事している組合員の数が二十人以下の組合に限ります)の役員。

②自分一人で事業を営んでいる方や家族だけ使っている人。

③助産婦、あんま、はり灸、生花等の師匠、大工、左官、とび職など。

なお加入後に従業員の数がふえ所定の人数をこえても差し支えありません。

◆掛金

掛金の額は、一口月額五百円。一人で十口まで何口でも自由です。また途中から増額することもできます。

◆共済金支払額の一例

一 一五〇〇円掛で、二十年で廃業した場合二五五、六七〇円、普通退職した場合二一六、九一〇円
【注】なお詳細なお問合せは市役所商工観光課又は勝山商工会議所へ。

損しない買物を

買った目方を調べよう

買った品物の目方は正確にあるか調べてみましょう。

これはある主婦の方が係へ訴えられた所です。

「私は、一年半前から、買ったお米の目方を計っていますが、十キログラムは代金を支払ってもお米は九、二キログラムしかなく、八百グラムはいつも不足しています。お米屋さんを変えたいにも、苦情を言うにもご近所で中々言いづらくて困っています。お気づきにならずに高いお米を買っておられる人が沢山あると思います。みんなで買った品物の目方が、正確にあるかどうか、目を光らせたら悪徳商人がなくなるのではないのでしょうか? 市の広報でみなさんに呼びかけて、業者の自覚をうながして下さい。」

物価が高くなつたとブツブツ言いながら目方や量の事は外商人まかせになり勝ちです。特にお米は重くて計り難いものですが、時々、少しづつわけてでも計りなおしてみても高いお米を買わないようにしましょう。

市でも業者に厳告いたしました。市役所でも近くこの問題を取りあげることになっています。ご協力をお願いします。

経済的な市外通話のかけかた

市外電話は

ダイヤルで



ダイヤルで直接かけたほうが、料金は、一〇〇番通話より大変経済的です。

ダイヤルは間違つても、

料金がいらすから、電話番号は正確にダイヤルしましょう。

ダイヤルするときの四カ条
1. メモを見てダイヤルを九と十回もダイヤルをしなればなりませんから、番号を間違えたり、忘れたりするところがあります。いつもかけるところの、市外局番、市内局番、加入者番号をメモしておきましょう。

2. ダイヤルは続けてダイヤル途中で五秒以上の間をおくと、話中音にかわり、もうそれ以上ダイヤルを続けてもかかりません。その時はいったん受話器をかけて、最初からかけなおして下さい。

3. 無音状態はそのまま全部ダイヤルし終ると呼出音(または話中音など)がでるまで約十と二十秒かかります。無音だからと短気をおこして電柄をさらさないで下さい。

4. ただ今話中のときはどんなに急ぐときでも、二三分間おいてからかけなおして下さい。

感電防止にアースを

感電防止にアースを

秋を迎えましたが、脱衣や湯水、排水などに移動して使用する農家用モーターによる事故が多くなりますから次の三点に注意しましょう。

- 1 感電を防ぐために電気器具のケースにアースを必ず取り付ける。
- 2 アースは大切なものですからときどき点検していつでも完全なものにしておきましょう。アースの不備な方は電気工事店か、電力会社に頼んで、アース測定をしてもらうこと。
- 3 アースが完全でも、取扱いが悪いと危険なことがありますので取扱いは特に気をつけましょう。